

北見赤十字病院労働組合 執行委員長 久手堅 繁から、令和4年（2022年）5月27日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和4年（2022年）5月30日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 全日赤2022年夏期統一要求及び北見単組職場要求
- 2 日 時 2022年6月10日 午前0時以降本件の完全解決まで
- 3 場 所 北見赤十字病院組合員の従事する全職場
- 4 概 要 前記場所の全体あるいは部分的に、連続又は断続的に
総ての業務停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対
する妨害排除のため一切の争議行為を単独又は併用して行う。
但し、救急患者及び入院中重症患者のため保安要員若干名を除
く。